

調剤部通信 NO.22

薬機法改正について

昨年の12月、国会にて薬機法改正が成立しました。

薬機法改正前の薬局の定義は「薬剤師が販売又は授受の目的で調剤の業務を行う場所」でしたが、今回の改正により、「薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的見解に基づく指導の業務を行う場所」であることが追加されました。つまり「薬を渡す場所」に加えて「服薬指導をする場所」ということが法律によって再定義された形となりました。

今回の改正にあたってポイントは4つあり、①調剤後のフォローアップの義務の法制化②医療提供施設の医師などに情報提供の努力義務の法制化③認定薬局「地域連携薬局」および「専門医療機関連携薬局」の明記④オンライン服薬指導の明記。以

上が薬局の業務に直接関わることとで、今後薬剤師会等から具体的な内容が示されてくると思われます。

今回の改定は、以前から厚生労働省が示している「患者のための薬局ビジョン」を、法律に明記されたという印象なので、「患者のための薬局ビジョン」の内容に沿った薬局運営していれば特に問題ないと思われる。むしろ通常の薬局業務をわざわざ法律に明記されたということは、国から「薬剤師ちゃんど働けよ！」とお尻を叩かれた気分ですね。

入間市医療介護連携会議

先日、入間市の健康福祉センターにて医療介護連携会議が行われました。今回は、パーキンソン病患者の事例をもとに、自立支援に向けたケアプランを、医療及び介護の専門職の立場からアドバイスをを行い、作成するという、グループワークを行いました。



入間市医療介護連携会議。当日は140人程参加

2025年には、団塊の世代

が、85歳になり介護が必要なる頃になりますが、その際に自立を支援できる地域包括ケアシステムを各自治体で確立することが急務となっています。その為にも、こうした医療連携会議にて、各事業者間で事前につながりを持つことは非常に重要だと思われまので、今後も積極的に参加していきたいと思えます。

エース薬局上藤沢店
吉川 保雄

「サウナ」の発足

「ととのう」って言葉をご存知でしょうか？最近教えてもらったのですが、スーパー銭湯では、サウナや水風呂が、大概どこにでも設置されています。このサウナと水風呂を交互に繰り返した後に休憩すると、とてもないリラックス状態に陥ることがありますが、この状態をサウナー達の業界用語として「ととのう」というらしいのです。この状態を皆さんに知ってもらいたいので、調剤部にて「ととのう会」を設置しました。入会希望の方は、豊玉店の小野薬局長まで申し込みお願い致します。月1回程開催予定です。



これが「ととのう」状態だ！！